

精神科看護史の諸問題

岡田 靖雄

精神科看護史にわたしが関心をもちだしたのは、東京都立松沢病院に腰をおちつけてから二年目の一九五九年二月一日に東七病棟（男の通称「不潔病棟」）で北島治雄主任⁽¹⁾にであったときからである。当時病棟主任（現在の病棟婦長・看護長）には、「組長」という鶯鴨以来のふるい呼称ものこっていた。話し好きの北島主任は口癖の「なあ先生、どうおもう」とはなしかけてきて、一九三三年に見習看護人として日給六〇銭で就職してからのことをかたててくれた。そのまえ『精神経学雑誌』第六〇巻第五号（一九五八年）にのった立津政順「戦争中の松沢病院入院患者死亡率」は、精神疾患患者にとつての戦争の意味をはっきりとしらせてくれた（一九四五年の在籍者の死亡率は四〇・四％、ほとんどが広義の栄養失調死！）北島主任は、一九三八年からみえだした栄養失調の現われを看護人の目で具体的にかたててくれた。また、戦争中は人手不足で半月も帰宅できず、宵番は「わかった」患者さんにやってもらった、という経験もかたられた。北島主任の話は立津論文の個別的具體化であるとともに、戦前の精神科病院では看護者もある意味では被害者であることをおしえてくれた。

わたしが『日本残酷物語 現代篇1 引き裂かれた時代』（平凡社・東京、一九六〇年）中の「癒えざる者の声」にかいたものは、北島主任の話しにもとづくところがおおかった。そして、精神科病院史にむかうわたしの構えは、入院患者

死亡率と看護者の労働条件とを二本の柱とするものとなった。とくに戦前の精神科医療をみると、現在の向精神薬療法のように入用される積極的治療もなかっただけに、看護こそがその中軸であった。わたしの『私説松沢病院史』(岩崎学術出版社・東京、一九八一年)には「しんでいった人たち／くるしんだ人たち／また／おおくの死をみつめた人」の献詞がつけられているが、「くるしんだ人たち」は入院患者および看護者であり、「おおくの死をみつめた人」は立津政順熊本大学名誉教授をさしている。『私説松沢病院史』には看護者の労働条件、とくに勤務時間および待遇について、できるだけのおおくの資料をあつめておいた。

ところで一般看護史をみると、たとえば亀山美知子『近代日本看護史』全四巻(ドメス出版・東京、一九八三～八五年)でも看護者の労働条件についての記載はすくなく、また男の看護者にはふれるところがないにひとしい(戦前の精神科看護は男の看護者を抜きにしては論じられないし、現在においても男の看護者の役割りはおおきい)。

他方、精神科関係者がかいたものでも、戦前の精神科看護者の労働条件につき具体的にのべているものはおおくない。府立松沢病院副院長であった齋藤玉男が私的な立ち場にかいた「我邦に於ける精神病事業の回顧」(脳、第七卷第一〇号、一九三三年)および「専門看護事業に関する私案」(脳、第七卷第九号、一九三三年)は、精神科看護の歴史および当時の状態についてある程度の展望をあたえてくれる。北島治雄「むかしの話」(全二二回、「松沢病院」看護ニュース、第四五～六九号、一九七一一七三年)は、わたしにかたつてくれたような点もふくめて自分の体験をこまかくのべている。宮内充編『語り部の記録』(宮内充・東京、一九七八年)および宮内充編著『松沢病院を支えた人びと』(宮内充・東京、一九八五年)は、多くの看護者からの貴重な聞き書きをふくんでいるが、未整理にすぎない。鈴木敦子『あすを拓く 芹香院の精神医療五〇年』(鈴木敦子・横浜市、一九七九年)は、著者が看護婦であるだけに、看護者の労働条件にいくらかふれている。山下銀蔵『精神科看護五十年 つぶやき』(牧野出版・東京、一九八一年)もまた、精神科看護者の労働条件にすこしふれている。浦野シマ『日本精神科看護史』(牧野出版・東京、一九八二年)は、看護者の労働条件について貴

重な資料をかなりおおくふくんでいるとはいえ、叙述が充分に系統づけられたものとはなっていない。

わたしが『私説松沢病院史』にあげた看護史についての資料も注目されることなくきたが、最近になった廣瀬樂がそれを利用して「精神科看護の確立——歴史的考察——」（東海大学短期大学紀要、第二二号、一九八八年）をかき、労働条件の問題もややくわしく考察している。

これからのべることは、東京府癲狂院——東京府巢鴨病院——東京府立松沢病院にかたよるが、それは看護の実態や看護者の労働条件にまでおよぶ資料は他の精神科病院についてはほとんど発表されていないからである。わたしはこの報告が、よりひろい精神科看護史のための問題提起となることを期待するとともに、また一般看護史にたいしてもとくに看護者の労働条件という面で一定の寄与となることをのぞむものである。

一 全般的展望

おおまかな動きをみるために、まず関連事項の年表をかかげよう。年代は一九三五年ごろまでとし、また東京府癲狂院——東京府巢鴨病院——東京府立松沢病院のほかの事項については、頭に○をつけた。

一八七五年（明治八年） 養育院狂人室完成

一八七九年（明治一二年） 東京府癲狂院発足（看護人は男）

一八八〇年（明治一三年） 女子看護人を採用

一八八七年（明治二〇年） 帝国大学が癲狂院患者の治療を負担し、中井常次郎院長辞職し、榊俣医長となる

○足立寛『日本赤十字社篤志看護婦人会教程』

一八八九年（明治二二年） 院名東京府巢鴨病院と改称／清水耕一第一回就職

一八九一年（明治二四年） 舟岡英之助医員、榊俣医長がそれぞれ看護講習

一八九八年（明治三十一年） 患者手記『東京府巢鴨病院』

○ビルロート、佐伯理一郎訳補『普通看護學』

一九〇〇年（明治三十三年） 片山國嘉医長のもとで村上專精、江原素六による倫理講習はじまる

○精神病者監護法制定

一九〇一年（明治三十四年） 永松アイ女子部看護指導として就職／榑保三郎医員看護學講習／門脇眞枝医員・北林貞

道医員・清水看護長による看護講習／榑保三郎『癲狂院に於る精神病看護學』発行／呉秀三医長に就任し、拘禁具
使用を禁止

一九〇二年（明治三十五年） 手革足革を医長のもとにあつめて、のち焼却／男室は男の看護長の、女室は女の看護長
の受け持ちとする（それまで看護長は男だけ）

○清水耕一「精神病看護學」の連載はじまる／門脇眞枝『精神病看護學』

一九〇三年（明治三十六年） 『讀賣新聞』に「人類の最大暗黒界癲癲病院」の連載あり／呉医長の「放縱主義」をた
しなめる東京府内訓／看護法講習会発足／夜具の件上申／このころより合併症ある男の患者は女子部病区に収容

○東京精神病院で労働争議（？）

一九〇四年（明治三十七年） 院長制に復帰して呉院長

一九〇六年（明治三十九年） 田原庄兵衛看護長勤続二〇年祝賀式／巢鴨病院規則の集大成

一九〇八年（明治四十一年） 看護人寄宿舎できる／清水耕一『新撰看護學 附精神病看護學』

○森田正馬『根岸病院看護法』

一九〇九年（明治四十二年） 田原庄兵衛看護長病没

○岩倉病院（京都府）は学校令による附屬看護学校を設立

一九一二年（明治四五年） ○王子脳病院（東京府）は看護法講習課程をもうけた

一九一五年（大正四年） 内務省令で看護婦規則が制定されたのにもない、警視庁は巢鴨病院を看護婦規則という講習所として指定した

一九一六年（大正五年） ○このころ精神科専門派出婦会愛仁会が発足した

一九一七年（大正六年） 石橋ハヤ看護長として就職

一九一九年（大正八年） 労働条件改善をもとめる院長あて請願書／病院松沢村へ移転

○精神病院法制定／越智キヨ『家庭看護法』

一九二四年（大正一三年） 清水看護長表彰祝賀会／労働争議

一九二九年（昭和四年） ○警視庁は内規により精神病院看護人の資格をさだめた

一九三〇年（昭和五年） 労働争議

一九三二年（昭和七年） ○保養院（東京府）で労働争議

一九三三年（昭和八年） ○根岸病院（東京府）で労働争議

一九三六年（昭和十一年） ○保養院で労働争議

東京府癲狂院の前身は、会議所附養育院（のち東京養育院）が一八七五年（明治八年）一〇月七日にもうけた狂人室である。養育院における世話役看護人（救助人）は院内窮民から採用されており、食事の世話、掃除、服薬させることが業務であった。狂人室の世話には男の救助人があつてゐた。この狂人室をひきついで形で一八七九年（明治十二年）七月二五日に東京府癲狂院が発足したが、発足時在院七三名。これにたいし看護人は六名でことごとく男であつた（養育院救助人をひきつぐ）。翌年には看護婦二名が採用された。また二名の看護長がおかれたようであるが、ともに男。それまでの長谷川泰院長は東京府病院長と兼任であつたが、一八八一年に中井常次郎が専任院長になつた。中井院長は、男の患者

は看護夫が、女の患者は看護婦がうけもつという方針をとり、一八八一年一〇月一〇日には看護人二六名看護婦三名だったが、年末には看護夫二一名にたいし看護婦一七名になった。だが看護科は独立したものになっておらず、事務の患者掛は「日々数回病室ヲ巡回シ看護ヲ視察スヘシ」と癲狂院規則（一八八〇年）にはさだめられていた。東京都公文書館に数枚のこっていた当時の看護長の履歴書をみると、前歴が軍人、巡査の人がおおい。医員が看護長をかねていたこともあった。院内での看護講習は一八九一年（明治二四年）にはじまったが、公的な制度とはなっておらず散発的であった（これについては後述する）。

当時看護人の業務とされていたものは、事故防止の面がかなり強調されていたとはいえず、一般の看護業務とおおきくこととなるものではない。ただ、看護面にかぎらず東京府巢鴨病院内の全体的雰囲気は、時期によりかなりことなっていたようである。中井院長は専任院長であり毎日回診していたので、そのもとで病院の運営はととのっていた（中井はもともと内科医で、専門的精神病医ではなかったが）。だが、患者治療のことが帝国大学に委託されてからは院長制が廃止されて、精神病学担当の帝国大学教授が囑托される医長と書記（事務掛長）との二頭制になった。院内規律紊乱があきらかになつた一八九四年に改正された東京府巢鴨病院規則並職務章程では、事務掛長および事務掛は東京府第五課長の指揮監督をうけるよう明記され、看護長も患者看護をのぞく事務についてはおなじく第五課長の指揮監督をうけることになった。医長が専任でなく、二頭の片方が現場の人でないことになっては、運営はさらにみだれる。

一八九八年（明治三十一年）一二月一六日づけ、「五区二号室患者」による『東京府巢鴨病院』と題する手記ののこっている。五区は自費患者の病棟であった。内容からしてこの患者は第五高等学校理科の学生だったようである。この手記は、医局をふくむ全部署を批判の対象にしているが、看護人についてはこういったことがしるされている（部分抜き書）。

一、種族凡テ廢物ニシテ士族ノ落ブレ老人カ或は放蕩ニ身ヲ持チ崩シ寄ル所ナキノ少年ニシテ随テ女郎番ニアラザル

ハナク日常話ル所ハ女郎ニアラザルハナク其言語ハマキ舌語ニシテ馬丁或ハ車力ノ言語ノ如ク其歌フ所ハ「ホーカ
イ節」ニ非ルハナシ

二、資格無学ニシテ挙動帳ニ記入シ得ルモノ全看護人中僅カ十数名アルニ過キズ

三、採用試験ハ只名ノミニシテ単ニ給料ノ低クシテ勤マルヤ否ヤヲ問フニ止ルノミナレバ其人物ハ一時糊口ニ窮シテ
已ヲ得ズ腰掛トシテ僅ノ給料ニ甘ズル废物タルハ誠ニ明ナル事実ナリ

五、職務實際ノ職務ハ出来得ル丈患者ノ飲食物ハ勿論凡テ患者ノ物品ヲ掠取シ或ハ盗ミ女郎屋ニ行クヲ本職トス

七、給料日ニ二十一二十四銭

此ノ如キ薄給ニテ而モ不相応ナル絹布ヲ着シ法外ナル浪費ヲナス事ナレバ前記ノ如キ非常ナル待遇ヲナシ牛馬ヲ取
扱フヨリ甚シキ事自然ノ事ニシテ況シテ

医員ヨリ事実上殺生ノ權ヲ附与セラル、ニ於テハ患者ヲ虐待スル事牛馬ニ異ナラザルハ誠ニ已ヲ得ザル事ニシテ而
モ看護人ニシテ乃公ハ殺生ノ權ヲ有スト云フモノアルニ於テハ益驚カザルヲ得ズ

患者虐待の様子をさらにこまかく具体的にかいてこの手記は、精神疾患患者の被害観念の産物とおもわれるかもし
れない。『讀賣新聞』が一九〇三年（明治三六年）五月七日から同年六月二〇日にかけて連載した「人類の最大暗黒界瘋
癪病院」は、巢鴨病院をはじめ東京府下の精神科七病院の実情をあばきだしているものである。そこにでている巢鴨病院
の実情は前記患者手記のものとはほぼ同様であり、他病院も大差のない状態にあった。そこにでている「巢鴨病院の牛乳は
飯より製す」とは、一斗の牛乳（医員の処方により滋養剤としてだされている）の半分は看護人がとり残りに残飯粥と水
とを混和して一斗にもどすので、牛乳から飯粒がでてくる、という内容である。

こういふなかで改革の努力はもちろんされていた。一九〇〇年（明治三十三年）には片山國嘉^(三)院長は、真宗大谷派の、仏
教史の権威村上專精^{せんじょう}およびクリスチャンで青年教育にあたった江原素六^{えはら}をまねいて、看護人のため月二回の倫理講義

をおこなってもらった。そのまえ一八九九年には、日本赤十字社看護養成所で一年の教育を受けた清水耕一が看護長に採用されている（看護人としての最初の就職は一八八九年）。看護教育を受けた精神科看護人としては清水がもっとも早期の一人であったろう。ただ清水は日本赤十字社準備看護人として一五年の応召義務をおっており、看護長として最終的に腰をおちつけたのは一九一九年であった（この清水については稿をあらためてのべる）。一九〇一年には東京帝国大学看護講習生より永松アイをまねいて女子部看護指導とした。同年には私的な看護講習もなされた。また、榎保三郎は院内用として『癲狂院に於る精神科看護學』を印刷配布したが、これはわが国で最初の精神科看護学書であった。

留学から帰国して東京帝国大学医科大学教授に任ぜられた呉秀三は、一九〇一年一月三十一日に巢鴨病院医長を嘱托されるにすぐに、手革足革などの拘束具の使用を禁じた。だが、それらがなお使用されていることをしつた呉医長は翌年一月に手革足革をあつめ、のちそれらを焼却した。さらに四月には、従来男だけ三名だけだった看護長を六名に増員し、三名の男の看護長は男子部を、三名の女の看護長は女子部を監督することにした（巢鴨病院——松沢病院では看護長は男女両方につかわれ、たとえば「石橋ゴチョウさん」というように看護長と略称されていた、同様に看護人は看護夫・看護婦の総称であった）。

精神科看護学の本についての詳細は別稿清水耕一伝でのべるが、一九〇二年、そのときは東京脳病院看護長となっていた清水は、『日本赤十字』誌に「精神科看護学」の連載をはじめている。同年、前年まで巢鴨病院医員であった門脇眞枝の『精神科看護學』が発行されている。まえの榎のものは院内用私家版であったが、こちらは公刊されたものとしては最初の精神科看護学の本であった。このなかには、やはり使用せざる場合があるとして、縛衣、手革足革、蒲団巻につき記述している。

ところで、患者に身体的拘束をくわえず患者をできるだけ自由に処遇しようとの呉医長の方針にたいしては院内から根づよい反撥があった。一九〇三年一月二四日づけ東京府内訓は、精神科看護法の趣旨からして患者監置がおろそかに

なつてはならない、と巢鴨病院に注意しているものである。東京都公文書館にこの内訓の原案およびその説明がのこっているが、そこには「若シ患者カ暴行ヲ為スヲ口実トシ腕力ヲ以テ之ヲ抑止スル者アリタルトキハ勿チ解職ノ罰アリトシテ一種ノ畏怖心ヲ看護人一般ニ与ヘタルヨリ」などであるのである。医長の「治療上放縱主義」ではこつちがたまらん、という空気が院内、ことに看護人のあいだにつよく、それが府庁に筒抜けになっていたことがわかる。それでも東京府は呉医長の改革方針をみとめたのだろう、翌年には巢鴨病院は院長制に復帰し、呉医長が院長になった。そして呉院長は院内制度の整備をいそぎ、一九〇六年には巢鴨病院規則が集大成された。

地方公務法ができるまでの地方公務員には吏雇傭員というきびしい身分制度(五)があった。巢鴨病院規則をみると、同院における職員(吏員)は院長一名医員八名をふくめて計二三名でそのなかに看護長六名がはいっている。そして看護人の傭い入れ、解雇は院長の専行事項とされている。男子および女子部の看護科にはそれぞれ看護科長一名および看護科部長二名がおかれ、看護長がそれにあてられる。一般の看護人は雇傭員である(病院年報には雇員とかかれたり傭員とかかれたりする、雇員と傭員との区別は確認してないが、時期によりかなり変遷したようである)。男子部および女子部はそれぞれ七区にわかれている。組長(男女各七名)は一区ないし数区の看護人を指揮監督する(のちの病棟主任にあたる、実際の担当は一区ずつだったようである)。看護科部長のもとに一名ずつの取締がいて、その部長の受け持ちの区の看護人を指揮監督する(部長補佐といえよう、男女各二名になる)。病室には病室小使(看護人ではない)がいて組長の指揮をうける。看護人は試験のうえ採用して見習看護人とし、三か月勤務のうえ審査試験をへて二等看護人に昇級するが、とくに適当なものとは三か月以内で二等看護人あるいは一等看護人に昇級できる。二等看護人中優秀なものは時期をとわず一等看護人に昇給できる。のちにのべる三年課程の看護人養成は一九〇三年から発足していたが、前記の看護人階級は養成課程と直接の関係はない。もちろん、階級により日給の差があった。ともかくも、この巢鴨病院規則によって巢鴨病院における看護制度は確立されたのである。

呉院長は雇傭員の賞罰規程、看護人精勵賞の規程をおいだけでなく、優秀な看護者の顕彰にはずいぶんと心をくばっていた。一九〇六年一月二七日には看護長田原庄兵衛の勤続二〇年祝賀式が講堂で挙行された。一九〇九年一月一日には田原看護長がなくなつたが、一月一九日の葬儀では呉院長は長文の弔詞をもつて故人の徳をたたえた。それをよむと、田原が誠意の人であつたことがよくわかるが、同時にこの頌徳詞を通じて呉院長が理想的看護人像をかたりたかつたことが察せられる。そしてこの田原も、一八九六年に看護長に就任していたが、一九〇〇～〇三年は書記に転じていたのであつた。のちに清水看護長が社会事業功労者として表彰されたときにも、一九二四年三月二〇日に盛大な祝賀会がひらかれた。

病室勤務の看護人は鍵をもたされなかつた。看護人に患者への暴行などがあれば程度によって懲戒解雇され、そのときの受け持ち患者の逃走があれば始末書をとられ、始末書には減給がついた（他の精神科病院では、始末書三枚で解雇とし、優秀な看護人だけに再雇傭するという方式がとられていた）。

さて、一九〇八年（明治四一年）二月一五日には清水看護長の著『新撰看護學 附精神病看護學』が南江堂からだされた。これは一九三三年には第一〇版をだした。一九一七年（大正六年）には、のちにナイチンゲール章をうける石橋ハヤが看護長として就職した。清水看護長は男子看護科の、石橋看護長は女子看護科の、中心となる。

二 看護教育

すでにのべたように、巢鴨病院における看護教育は一八九一年にはじまる。すなわち齋藤の「我邦に於ける精神病事業の回顧」が個人の資格で、精神病看護をふくむ看護学全般を週二回一時間ずつ講義して約一か月で終了、聴講者は男女各九名であつた。他方、神医長の日記（六）には同年のところに「四月二十三日巢鴨病院看護法講義ヲ開ク」としてなされてい

る。日付けがかさならぬので、これは舟岡がおこなったものとは別ものである。その後も同様の試みはあったのかもしれないが記録にのこっていない。一九〇一年八月一日発行の榎保三郎医員（故榎俣医長の弟、のち九州帝国大学教授）の『癲狂院に於る精神病看護學』の緒言には、「本年二月以来余は不肖を省みず巢鴨病院に於て私に看護人に看護学講習會を開けり」とある。そして齋藤の「我邦に於ける精神病事業の回顧」には、一九〇一年四月医員二名（門脇眞枝、北林貞道）および清水看護長が非公式に看護講習をひらき、毎日午前一時間ずつ講義し、同八月に講了した、とある。一八九一年および一九〇一年とともに、それぞれ二通りの講習がおこなわれたのである。

一九〇三年（明治三十六年）になり呉医長のもとで、「医員諸君ノ熱心ナル画策ニヨリ」公的な看護法講習會が発足し、一月一日に開講式を、一月二〇日に公開式をおこなった。巢鴨病院普通看護法講習規則の要点をあげると、この講習は一般患者および精神病患者を看護する方法の教授を目的とし、三か月以上当院で看護に従事し品行方正で患者に親切で高等小学二年生以上の学力ある希望者を受講生とする。修学年限は三年で、前学期一年は学科（講習時間は週六時間）および実習、後期二年は実地演習（もちろん、勤務のなかでの）である。前学期の講習課程は解剖生理大意、外科的看護法、内科的看護法、伝染病者看護法、衛生学大意、精神病者監護法、看護人に要する心得・倫理・道徳である。第一学年終わりに学説試験をおこなって学説修業証書を授与し、第三学年の終わりに実地試験をおこなって、総合得点により卒業証書をあたえる。

一九〇六年一月二六日には、三年前の巢鴨病院普通看護法講習規則とほぼおなじものが、看護人養成規則として東京府知事の正式認可をうけて、これが巢鴨病院規則のなかにおさめられた。東京府では一九〇〇年七月の府令七一号看護婦規則によって、満二〇歳以上の女子に試験をもって看護婦免状をあたえることにしたが、これでは看護婦増加の見込みがすくないので、翌一九〇一年一二月に府令第四八号をもって看護婦規則を改正して、官立、府県立で三年以上の修業年限を有する看護婦養成所の卒業証書をえた者には、審査のうえで無試験で看護婦免状を下付することになっていた。一九〇六年

一月六日に巢鴨病院の看護法講習第一期卒業生の卒業証書授与式がおこなわれた。卒業生は男一名、女八名で、翌年二月一日づけで東京府から女八名に看護婦免状が下付された。

一九一五年（大正四年）六月三〇日に内務省令第九号をもって看護婦規則が制定され、看護婦にならうとする者の資格の一つに「地方長官ノ指定シタル学校又ハ講習所ヲ卒業シタル者」がはいった。そして二月二十五日警視庁告示第五九号は「看護婦規則第二条第一項第二号講習所ヲ左記ノ通り指定ス」として、その四に東京府巢鴨病院があげられた。このときから男の卒業生も看護人免許証がもらえることになった（看護婦規則のどういう読み方によって男もはいるようになったかは、わからない）。

ところで卒業までいきつく人数となると心ぼそい。第一期生（一九〇六年卒業）は入学時男一名、女一〇名で卒業は男一名、女八名であったが、第三期生（一九〇八年卒業）は入学時男一八名、女一五名だったのが男二名、女五名、第五期生（一九一〇年卒業）は入学時男一六名、女一一名だったのがそれぞれ五名、二名である。一九二四年卒業の第一期生は入学年度末が、男、女それぞれ一七名、一七名だったのが卒業は六名、一五名である。このように年によって卒業率のぶれはおおきいものの、卒業までいく人はすくないのである。看護法講習会が発足した一九〇三年の病院年報には「看護人ハ巢鴨病院普通看護法講習ヲ卒業セシモノ及ヒ之ト同等以上ノ学力アルモノヲ以テ之ニ充ツ附添人ハ講習生採用試験ニ不合格ノ者及ヒ之ニ応募セザルモノヲ以テ之ニ充テ〔中略〕ントスルノ方針ヲ立テタリ」とかかれたが、この方針をつらぬくどころではなかった。また、看護婦規則による免許をえた人がどのぐらいいたか、年報その他には記載されていない。看護人の有資格／無資格を問題にできるところまではいっていないかった、ということだろうか（それは精神科にかぎらなかつたのかもしれない）。

ここで他院の事情をみよう。羽室晋「岩倉病院と其周囲」（和光、第六巻第七号、一九三九年）によると、岩倉病院（京都府、私立）の附属看護学校は一九〇九年一月学校令により開校し、同月京都府看護婦取締規則によって特別認定をう

け、また一九一六年四月内務省令看護婦規則によって指定をうけた。一九三九年までに三九二名の卒業生をだした（一九三九年の卒業生は三二名）。齋藤の「本邦に於ける精神病事業の回顧」によると、岩倉での課程は週一三時間、二年であった。さらに同論文によれば、根岸病院（東京府、私立）では一九〇七年から看護講習をひらいたが、数年で中絶した。王子脳病院（東京府、私立）では一九一二年から看護学講習をおこない、学説一年、実地一年のち卒業試験をおこなっている。東山脳病院（名古屋市、私立）も一九二〇年から看護婦養成所をもうけた。厩橋病院（群馬県、私立）では一九二八年から週二時間一か年の看護学講習をつづけ、山形脳病院（山形市、私立）は一九二九年五月から週二時間八か月の精神病看護講習をおこなっている。森田正馬編『根岸病院看護法』（一九〇八年九月）は、序に「此書は根岸病院普通看護人教習のため極めて通俗に、最も簡明に、其要を摘みたるものにして」などあり、上記看護講習の教本としてつかわれたのだろう。そこで、東山脳病院の看護婦養成所卒業生が看護婦免許証がもらえたとすると、一九三三年に看護婦免許証がもらえる養成課程があったのは、岩倉、東山、松沢の三病院だけであった。^(八)

一九二三年に警視庁技師となった金子準二は精神病患者と精神科病院とのことを担任して、看護者教育を精神科病院設立者の義務としたが、十分な実績があらなかった。そこで金子は一九二九年四月に警視庁内規により、一年以上精神病患者の看護に従事し、衛生消毒法、救急処置および精神病者看護の口頭試問に合格したものは男女をとわず精神科病院看護人としての有資格者とみなすことにした（齋藤）。東京府内だけに通用するこの資格をとった人がどのぐらいのほったかは、まだたしかめてない。

三 看護人の労働条件

「巢鴨病院を語る座談会」（救治會々報、第五六号、一九三七年）で齋藤玉男は呉院長につき、「松沢病院の時に外の囲ひが非常に簡単なので、清水君が『これぢや我々は仕事が出来ません』といふと『病人の囲ひは看護人の目で囲ひせよ、

垣根に頼るからいかん』といはれた」とかたっている。移転当初から戦後一〇年あまりまで、松沢病院の周囲は生け垣がとりまいていた。そして呉院長の病院運営方針は、人をもって病者を治療しようというもので、実質的には看護人がその中心であった。東京府癩狂院——東京府巢鴨病院——東京府立松沢病院では看護人一名にたいし患者は三〜四名という時期がおおかった。しかものちにみるように、看護人の勤務時間は現在からは想像もできぬほどにながったので、看護の密度はずっとたかかった。呉院長はたとえば「中欧に於ける癩狂院の近況」^(九)（醫海時報、全一〇回、第四九九〜五一七号、一九〇四年）で、「余の考ふる所では巢鴨病院の看護人程骨の折れて気の毒なものはないと思ふ。給料は甚少ない。他の病院の通常患者を看護して居る看護人の給料よりも少ない。骨の折れることは一通りでない。「中略」詰る所看護の他に看守をしなければならないのである。「中略」どうしても是は篤く待遇して遣る他に充分保護して遣らなければならん。」などと、その仕事がいへんで手あつい待遇が必要なことを強調している。

ところで、看護教育のところでもふれたように、看護人がいつかないのである。一九〇七年には看護人の採用は男四〇名、女二九名、解雇は男四二名、女三八名（解雇計八〇名中不適當一九、懲戒七）、年末現在一三九名中で年内採用四〇名、在職一〜三年が七五名、三〜一〇年が一六名、一〇年をこすものは八名である。一九一八年には採用が男三二名、女二七名、解雇は男四一名、女三三名（計七四名中依頼はそれぞれ一〇名、誓約違反および怠慢によるものが男三一名、女一七名）、年末現在八八名中で年内就職が三四名、在職一〜三年が二五名、三〜一〇年が二〇名、一〇年以上が九名である。このように、一年のうちには看護人の大半がいかわっているのである。一九二一〜二五年の五年間に解雇となった男の看護人約五〇〇名につきみると、採用後三か月以内の退職（解雇）が二〇〇名をこし、一年以内の退職者が四〇〇名ちかくなる。

看護人がいつかないのはどうしてだろうか？　まず勤務時間をみよう。

一九〇四年までの標準的勤務時間は「九三番」^{きゅうさんばん}および「十二時番」と称するものであった。「九三番」は九〜一二時、

一五～一八時、二一～二四時、翌日三～六時と勤務し、つづいて九時まで病室・廊下・便所を掃除して、その翌日九時まで二四時間休息する。「十二時番」は一三～一五時、一八～二二時、翌日は〇～三時、六～九時と勤務する。つまり、二組み交代で三時間ずつ勤務するもので、なんとも能率のわるい時間配分であった。

一九〇四年の巢鴨病院規則が規定する勤務方法は、全員全勤務完全拘束を原則とするといふべきものである。昼間勤務は五時（冬季は五時半）より二一時まで。そして不寝番にあたらぬ看護人は夜間は患者とともに受け持ち病室に臥床し、不寝番看護人の手がたりないときは患者の世話にあたる（この拘束されての臥床を「随意寝」と称した）。不寝番は前半夜（夏季は一九～二三時三〇分、冬季は一八～二三時三〇分）、後半夜（二三時三〇分から翌朝当番者が勤務につくまで）の二組みにわかれて一〇分ごとにその区内を巡回する。不寝番の見張番看護人は三〇分ごとに交代して全病室を巡回して、病室および患者の状況および不寝番看護人の勤務を視察する。看護人中後半夜不寝番にあたった者は、夏季は八時より翌日七時三〇分まで、冬季は九時より翌日八時三〇分まで休息する。休息看護人が休息時間中に外出外泊するには看護科長の許可が必要である。このうち実際の運用は、九～一八時が昼間勤務、一八～二四時が前半夜勤務、〇～六時が後半夜勤務（六～九時は掃除）、となり、そして昼間勤務者中所要人員を夜間勤務とし、〇～六時の夜間勤務者は九時より翌日九時まで二四時間の休息をあたえるようになった。

勤務の実態を『大正四年十二月看護人勤務調査表』（男子部看護科）によってみると、休息をのぞく全員が昼間勤務につき、その半数以上が夜勤にのこり、そのそれぞれ半分が前半夜勤務および後半夜勤務で、翌朝の六～九時は両勤務者がいっしょにはたらく（主として掃除）。標準的な勤務三二、夜勤一七、休暇八の人につきかんがえると、九～一八時の九時間の日勤を二三回、ひきつづいて一八～二四時の前半夜勤務＋翌朝六時まで随意寝十六～九時の三時間の朝の掃除ほかを九回、日勤十二四時までの随意寝＋翌朝六時までの後半夜勤務十午前九時までの朝の掃除ほかを八回している。三日七四四時間のうちこの人の拘束時間は、日勤二〇七時間、夜勤一五三時、随意寝一〇二時、計四六二時間である。これ

にたいしかれの自由時間は、二四時間休息八回の一九二時間、日勤して夜間のないときの一五時間が六回の九〇時間、計二八二時間である。しかも休息も原則としては勤務のうちの休息で、寄宿舎でやすむこととされていた。

「独逸のデュッセルドルフのランデスラートフォン・ヒューゴー氏より呉主幹へ精神病及び精神病者の収容看護に関する問ひ合せ」とそれへの答辞（神経學雜誌、第三二卷第六号、一九三〇年）によると、「看護人はいづれも左の如く勤務す。第一日は午前九時より夜十二時まで病室勤務、夜半十二時より午前六時迄病室就寢、第二日午前六時より午後九時迄病室勤務、それより午前六時迄病室就寢、第三日午前六時より午後六時まで病室勤務、其後より夜半十二時まで病室就寢、〔夜半十二時より午前九時まで病室勤務〕第四日午前九時より次の日午前九時まで休息、第五日は第一日に同じ以下順繰。」つまり、九三日間の拘束のち休息一日である。

一九三三年に見習看護人になった北島治雄の「むかしの話」によると、「其の頃の出勤時間は8時である。8時に出勤して午後6時迄が日勤である。午後6時に交代だと云うが、今で云う深夜勤。其の頃は明番と云っていた人が勤務からひけるだけ8時出勤者はそのまま宵番今の準夜勤につくのであるから結局16時間ぶっ通しの勤務である。翌日は午前6時に起されて勤務について午後6時迄が日勤であるので、12時間通し勤務で、時によると、随寢と云う制度があつて夜廻診が終るまで勤務につかされていた。夜廻診が午後9時近くまでかかることがあつたからこれ又連続15時間の勤務。あくる日が又午前6時起床午後6時交代時迄勤務の12時間で次がようやく明番で午前8時迄勤務。丸3日間4日目にやっと解放されて自分の体になる。其の間は全部拘束になっていて院外には一步と出られないことになっていた〔中略〕女房を貰つても4日目位に帰るのでまるで始めから後家。」しかもこのあとと戦争中は看護人がたりなくなり、半月もうちにかえれぬ状態になったのである。

他院の勤務時間をみよう。一九二九年一月に既橋病院の看護人になった山下銀蔵（『精神科看護五十年 つぶやき』によると、「その当時の勤務割状態と言えば、前夜勤者は、朝から出勤して夜半の十二時まで勤務する。それで翌日は平常

通り夕刻まで一日勤務となる。後夜勤者も朝から日勤して、夕方六時から病棟内に仮眠して、夜の十二時から後夜勤に就く、そして朝の八時半まで勤務するが、それで休めるわけではない。その日は午後からや々と休める状態であった。」鈴木敦子（『あすを拓く 芹香院五〇年の精神医療』）がのべる神奈川県立芹香院では、「看護者の勤務が二交替制になったのは、昭和30年代になってからのことであり、それまでは、変則二交替制で、二四時間勤務して休みが入り、又、二四時間勤務するという形をとっていた。日勤者は甲番と乙番に分かれ、さらに甲番、乙番はそれぞれ、宵番と明番に分けられる。宵番は、今でいうところの、日勤と準夜をぶつとおしてやるグループであり、明番は、日勤のあと、夜中から翌朝八時半までの深夜勤務である。宵番の看護者は夜中の一時で二応勤務は終るわけだが、そのまま病棟に拘束され、朝の六時には起きて、明番の人と一緒に勤務についた。」戦前から一九五五ごろまで芹香院ではこういった勤務だったのだろうか。

精神科病院における勤務は、何日かに一回の当直という一般病院におけるよりはるかにきびしいものであった。給料をみるまえに、寝具、寄宿舎についてみておこう。

「○看護人勤務者病室へ詰切りニシテ七日目毎ニ一日ノ外出ヲ許スノ内規ニ有之然ルニ看護人用トシテ夜具ノ備付（薄給看護人夜具ヲ所持スルモノ無之）無之ニ依リ實際ノ状況患者ト同衾シ又ハ患者ノ夜具ヲ借用スル等危険且ツ不取締不勤候間来年度予算ニ於テ看護人用ノ夜具六十人分丈ケ御備付相成候様致度候」。これは、一九〇三年の病院年報にのる府庁あて上申書である。男の患者に男の看護人とはいえ、同衾！一九〇二年の年報には、看護人の採用人数より解雇（退職）人数がおおい理由として、「其理由ハ主トシテ看護勤務ノ困難ナル割ニ給料ノ低額ナルニアルガ如ク看護勤務ノ困難ナルハ疾病其者ノ然ラシムルガ為ナルヨリハ主トシテ病室内ニ看護人ノ休息所ナキニヨルモノノ如シ且又是等ノ理由ニヨリテ良キ看護人ノ得難キモ亦其異動多キヲ致ス一因ナルベシ」とかかかれている。同年報では看護衣については、「前年度ニ比シテ著シク看護衣ノ新調数ヲ加ヘタルハ従来看護人一名ニ配布セル看護衣ハ纔ニ一枚ニシテ從ツテ洗濯ニ不都合ニシテ不潔トナリ易キヲ以テ之ヲ加ヘ一人二枚トナサントノ計画ニ出デタル為ニテ而モ是ニテ猶ホ不足ナルハ明ナリ」とあ

る。このあたりの年報はもっぱら呉医長の筆による。当時の看護人は院内完全拘束といってよい状況であったことをかんがえていただきたい。

寄宿舎についてみると、一九〇四年一〇月になって女子部で看護婦詰所を合併して寄宿舎様のものがもうけられた。そして一九〇八年七月になって男用、女用の寄宿舎二棟が完成した。ともに二階建て八室で、建て坪は五三坪である。年末の看護人は男八五名、女五五名の一四〇名であった。男では一室一〇名余りとなる、一人一畳か。寄宿舎ができて当番看護人中不寝番勤務にあたらぬ者が、寄宿舎での臥床をゆるされるようになったかどうか、は不明である。寄宿舎ができても、看護人の私生活などなかったといつてよい。

つぎに看護人給料の変遷を、わかる範囲でおつてみよう(看護長はふくまない、男女差はない、参考の米価は東京で白米一石だけ)、――

一八八一年(明治一四年) 一等月六円(組頭兼)、二等月五円、三等月四・五円

一八八二年(明治一五年) 看護人給一日一五銭(患者賄一日九銭)

一八八五年(明治一八年) 支出中一人平均年五五・五円(患者賄一人一日平均八銭――年間二九・二円)

一八九五年(明治二八年) 支出中一人平均年四三・五五円(米価一一・九五円)

一八九六年(明治二九年) 支出中一人平均年六九・一五円(患者賄一人一日平均一一・一銭――年間四〇・五円、

米価一二・八一円)

一八九八年(明治三一年) 見習日給一三銭、看護人一八〇二四銭(患者手記による)(米価一九・三二円)

一九〇二年(明治三五年) 看護人日給二四〇四二銭、平均二七・七銭、支出からは年平均一人九九・〇四円(米価

一七・〇一円)

一九〇三年(明治三六年) 日給二二、三銭から二五、六銭となる(讀賣新聞による)(米価一九・四三円)

一九一五年（大正四年） 見習看護人日給二四銭、年二回一銭ずつ昇給、一等看護人の最高が四四銭〔米価一六・三五円〕

一九一七年（大正六年） 見習看護人日給二四銭、上げ幅二銭、看護人日給平均三二・五銭〔米価二四・五六円〕

一九一八年（大正七年） 見習看護人日給二四銭から五月に二五銭、九月に三〇銭となり、看護人日給平均三六銭ぐらい〔米価三八・四九円、米騒動の年〕

一九一九年（大正八年） 見習看護人日給三〇銭、看護人日給平均四二銭ぐらい〔米価五〇・〇六円〕

一九二〇年（大正九年） 見習看護人日給三〇銭が九月六〇銭となる（一九三七年まで六〇銭）、上げ幅二・五銭〔米価五五・八八円〕

一九二四年（大正一三年） 看護人日給平均八七・六銭〔米価四八・三八円〕

一九二六年（大正一五年） 見習をのぞいては看護人日給平均は男が八四・三銭、女が八二・五銭（六〇銭〜一円八〇銭）〔米価四九・六四円〕

一九三〇年（昭和五年） 見習看護人日給六〇銭、六か月後七〇銭、一年後八五銭、三年後一円、最高二円、夜勤料は明番だけ七銭（一九二四年ごろから、宵番の七銭は一九三三年ごろから）〔米価三四・一〇円〕

一九三四年（昭和九年） 見習看護人日給六五銭〔米価四一・九〇円〕

一九四一年（昭和一六年） 見習看護人日給七〇銭〔米価四七・三一円〕

一九四二年（昭和一七年） 見習看護人日給八〇銭〔米価四七・三一円〕

夜勤手当はながいあいだつかないままであったが、労働争議をへてやっとなつきた。逃走患者迎への旅費が全額支給になるのも、労働争議をへなくてはならなかった。

看護人初任給である見習看護人日給と米価との関連をはっきりさせるために、一九〇二年を一〇〇としてその動きをお

表 見習看護人日給および米価の動き
(1902年を100として)

年	日 給	米 価
1898	54.2	113.6
1902	100.0	100.0
1915	100.0	96.1
1917	100.0	144.4
1918	100.0→104.2→125.0	226.3
1919	125.0	294.3
1920	125.0→250.0	328.5
1924	250.0	284.4
1926	250.0	291.8
1930	250.0	200.5
1939	270.8	246.3
1941	291.7	278.1
1942	333.3	278.1

二円四二銭の赤字になるのである。『あすを拓く、芹香院五〇年の精神医療』によれば、一九三八年に県立芹香院には、いた阿藤敦子さんの見給看護婦日給は五〇銭だった、おなじころ就職したのだから野渡史郎さんは六〇銭だった、そして「巡查になるためにやめていく人が多かった」のである。精神科病院における看護人給はその後の他病院でも同様の低水準にあったことがわかる。

一般病院では、たとえば亀山美知子『近代日本看護史1・日本赤十字社と看護婦』(一九八三年)のあげる有志共立東京病院、日本赤十字社病院における看護婦の給料は巢鴨病院看護人よりもかなりよかった。日本赤十字社病院で一八九一年には、一番下の三等看護婦の下等給が月給五円であった(巢鴨病院で看護人の年平均が一八八五年で五五・五円、一八

つてみよう(表)。

表をみると、とくに大正の物価激動期にあって看護人初任給が米価においつけないことがよくわかる。しかも一九一九年は病院が、東京市内の小石川駕籠町から豊多摩郡松沢村(当時としては大都市周辺の農村である)という不便な土地に移転した年である。

当時の他の精神科病院における看護人給の詳細はわからない。

「人類最大の暗黒界瘋癲病院」(一九〇三年)があげる東京府下の精神科六病院での看護人給は巢鴨病院におけるものとはほぼ同様であった。一九三五年愛知県立精神病院OK生が報告したところでは、一九三四年における男の看護人(子供一〜五名を有する)三名の年収平均(賞与をふくむ)は四三二円で月額平均三六円だが、名古屋市で子供二名を有する夫婦の最低生活費は月額三八円四二銭で、毎月

九五年は四三・五五円)。一九二五年東京市における看護婦六五九名の平均は月五〇円であった(一九二六年松沢病院での男の平均は三一日として月二六・一三円である)。精神科病院看護人はその勤務時間の長さにもかかわらず、その給料はひくいままであった。病院外の他職種との比較は省略するが、一九二三年ごろをみると、看護人の日給は紡績女工と同水準で、一般の職工、鉦夫にならぶ日給をとっていたのは、勤続年数が数年から一〇年をこして役づきになっていた人であった。しかも、繰り返しになるが、その勤務条件はほとんどの時間を拘束されているものであった。

「奸胡人」など表記して巢鴨病院看護人をきびしく告発した「五区二号室患者」も、「此ノ如キ薄給」と同情をしめしている。北島主任は「隠亡の一つ上」と看護人にたいする当時の社会的評価をかたっていた。

こういふなかで、看護技術の蓄積はのぞむべくもなかった。当時の医師で精神科にくる人はすくなく、看護人にきびしかった呉院長(東京帝国大学教授)も、病室にあまりいこうとせず・当直なのに遊びにでる医師(教室員)につよい注意はできなかった。看護長級の少数の人が呉院長をささえていたのである。

四 労働争議

三井禮子編『現代婦人労働史年表』(三一書房・東京、一九六三年)ほかに、一九〇三年四月「巢鴨病院看護婦16名スト」とある。わたしは『私説松沢病院史』の執筆にあたり、この年の主要新聞をしらべてもらったが、これについての記事はみいだせなかった(また、のちのことではあるが、労働争議にうごくのは主として男のほうであった)。ところが、同年の「人類の最大暗黒界瘋癲病院」は六月五日の東京精神病院についての記事中に「先々月本院の看護人同盟罷業を企てたる事ありしが、其原因ハ俸給の少額なると、患者の數に比して看護人の少きとよって、自然繁劇の度を加へ、不平等の騒ぎ出したる次第なるが、看護人取締の職にある者の不人氣なども其一原因なりしならん」とかく。「先々月」といえば四月で、どうもこちらのことが巢鴨病院のことにとりちがえられたのであるまいか。いずれにせよこれは病院争議ではも

っともはやいもの一つであり、戦後でもそうだが、病院争議史において精神科病院の争議はその重要な部分をしめてい
る。

巢鴨病院でたしかな記録にのこる「不穏な」動きとしては、一九一七年（大正六年）三月ごろ数名の「破壊主義者」の
不平組みが密謀して各区をまわって連判状と捺印をあつめ、看護会積み金のこと看護科にせまり、さらに新聞投書もし
たらしい（男子部看護科記録）。

一九一九年争議については浦野シマ『日本精神科看護史』にくわしい。松沢村への病院移転をまえに九月一〇日看護人
一同は、いまの薄給では不便の地での勤務は不可能だが、二〇銭均一の増給があればしので勤務を続行する、との請願
書を呉院長あてにだした。交渉中の一月七日に移転はおわり、一月一五日に日給五銭増の辞令がでた。看護人らはあ
まりの少額にいきり、各病棟に組長一人をのこして寄宿舎にひきあげた。病院側は翌日府庁に交渉することを約束したの
で、看護人一同は病棟に復帰した。翌日、院長、主事（事務長）、看護長らが府庁で、さらに五銭増給することを懇願し、
それがいられることになって、一件は落着いた。このように記録されているのだが、わたしが病院年報によってしらべ
たところでは、一九一八年、一九二〇年に日給があがっているが、一九一九年の昇給はでない。また、このときうご
いたのは男だけか、女もともか。

つぎの労働争議は一九二四年（大正一三年）のものである。二月二六日づけの「自覚セル我々改善ニ就テノ要求」が看
護人七六名連署で、翌日病院側に提出された（この内容は『日本精神科看護史』にくわしい）。勤務時間、給料、食事、
患者迎え旅費、講習、慰労休暇などについての要求がもられていた。そして病院側が要求をある程度うけいれて、三月三
日に争議はいちおう解決した。七銭の明番手当がついたのはこのときかららしい、患者迎え旅費の全額支給（あたりまえ
すぎるのだが）もみとめられた。日給増額は平均一二・七銭とあるが、病院年報には争議のことなどかかれていない
し、日給増額のことでもない。ところで、「自覚セル我々改善ニ就テノ要求」では、それまで、二等看護人から一等看護

人にあがるとき五錢以上の昇給があったのが、途中から経費節約のためこの昇給が廃止されたことが、あきらかにされている。またこのとき呉院長が、「何分病院は限られた予算で経営してゐるので、^(二二)すぐに其申出通りにする事は出来なかつたが、看護人側でもそれをよく諒承してくれてもう解決するだらう、何分給料も安く、其外には盆暮れの僅な手当で苦しい事だと思ひ乍ら、私としてはどうする事も出来ぬのを遺憾とします、今度の問題は決して不穩なものではありません」(東京朝日新聞、三月三日)とかがたっているのは、なんともいたましい。

つづいて一九三〇年(昭和五年)には一看護人の休暇の取り方でもめたことから、四月二六日公休日制度ほか待遇改善の要求がだされ、五月五日には中心的な六名が解雇された。そして五月一四日ごろからは男子看護人一〇〇名あまりに女子看護人も八〇名ほど合流する事態となつたが、世田谷署が手入れをおこない、さらに七名が解雇された。このときの争議は弾圧されて終熄という結末にいたつたようである(このときの経過は金子嗣郎の著^(二三)にくわしく、宮内充編『語り部の記録』でも前回およびこのときの争議について何人かがかたっている)。

ここで注目すべきは、一九三〇年四月に松沢病院と至誠病院とで関東病院従業員組合が結成されたことである。つづいて大阪、京都など各地で病院従業員組合ができ、さらに、これらを全国的な組織とする全国日本医務労働組合が同年一月に結成された。日本労働組合評議会の後身である日本労働組合全国協議会(日本共産党・労働農民党系、左派)は一二の単産別の組合からなり、医療関係者やサラリーマン階級をまとめた一般使用人組合もその一つであつた。全国日本医務労働組合は、それまで一般使用人組合に加入していたのをぬけて、日本労働組合全国協議会に単独加盟した。一九三〇年争議にはこのような全国組織の背景があつた。松沢病院ではこのあとまとまつた労働争議はなかつた。

一九三二年五月の保養院(東京府、私立)での労働争議については、具体的なことをたしかめてない。一九三三年に根岸病院(東京府、私立)で、看護人が患者に傷つけられたのを病院が私傷としてあつかつたことから、男女看護人、賄いもくわつた争議となつた。ここでの労働運動は全国労働組合同盟(日本労働党系、中間派)に属するものであつた。お

なじころの松竹レビュー争議団に根岸病院争議団看護婦が激励にいくという挿話もあった。一九三六年（昭和十一年）には保養院で、飲酒して交通事故をおこしたボイラ係の解雇から労働争議にいたった。このときは全日本労働総同盟（社会民衆党系、右派）が支援した。

当時の私立精神科病院における労働運動については、日本医史学会会員である小峯和茂氏の小峰研究所に当時のピラハかの資料ものこっている。精神科病院における戦前の労働争議については、もう一度調査しなおしたい。いずれにせよ、精神科病院に労働争議が頻発するのも当然であったことは、看護人の労働条件からもうなづけることである。なお、松沢病院、根岸病院、保養院と、それぞれの労働争議がべつべつの全国組織に属するものであった点にも注目しておかなくてはなるまい。

さて、齋藤玉男は一九三三年に「専門看護事業振興に関する私案」をかいて、看護科の確立、看護員待遇の改善、専門看護員養成の充実などについて、意見をのべている。看護制度全体が今日よりはるかに低水準にあったときの発言で、ふるめかしくもきこえる。ところで現在、かなり多くの国・公立精神科病院では一般病院との、とくに婦長以上の機械的人事交流がさかんで、その精神科施設にふるい看護婦・看護士がそろっている病棟に、精神科に経験のないわかい婦長が就任して身動きがとれない、という状況がつままっているようである。戦前とはちがった理由によってはあるが、看護技術の蓄積が困難になっているのである。また、一九九〇年に導入された看護婦（士）・保健婦・助産婦養成学校教育改正カリキュラムでは、精神科看護の実習は必須でなくなるなど、看護教育で精神科は軽視されるにいたった。これらの事情を齋藤（故人）がしれば、温顔のまま、「そうかわるものじゃありませんよ」といわれるに違いない。

今回この稿をかくにあたって、資料によって数字のあわぬところがみつかり、それらのどれがただしいか確認できないままにかきながして、たいへんずさんな報告となったが、これが精神科看護史、また一般看護史への刺激となれば幸いで

ある。

この内容は一九九〇年二月一七日精神科医療史研究会第三七回定例研究会、および、一九九〇年四月二一日第九一回日本医史学会総会（中山沃会長）において発表された。研究会においてご討論くださった小峯和茂、長谷川憲一、廣瀬樂、藤原豪、吉岡眞二の諸氏に敬礼を申しあげる。

本稿は北島治雄氏のご健康をねがって、氏にささげたい。

注

(一) 北島治雄氏は一九一三年五月一日東京に生まれ、一九三三年六月八日見習看護人として松沢病院に就職、一九五三年一月看護長。一九七五年三月三十一日に松沢病院を退職したのちは、上妻病院（東京都）につとめていた。

(二) 榊俣が一八八七年四月三〇日東京府癩狂院医長に就任してからの一番はやい変化は、五月以降当直中の医員が夜間の病室巡視をやめたことであった。また、患者手記『東京府巢鴨病院』には、「中井氏院長ノ時代ニハ日々日曜日ヲ除キ回診セシ故看護人ノ患者ヲ虐待セシ事希ニシテ随テ周囲敲重ナラザリシモ逃亡セシモノナカリシト云フ 二、十四年十月東京府癩狂院トナリテモ手錠足錠ハ用キズ多ノ点ニ於テ今日ヨリモ寧口勝レル所アリタリト」とある。榊医長は臨床に熱心な人ではあったが、臨床専念の姿勢もうすれたことが察せられる。この点は、戦後に東京大学教授が松沢病院長を兼任することが不可能となったとはいえ、現在にもその影をおとしている。なお、東京帝国大学医学部精神病学教室は一九一九年七月三十一日まで、大学構内にはなく、巢鴨病院内におかれていた。

(三) 片山は、法医学担当の東京帝国大学医科大学教授で、榊教授早逝のあとをうけた呉秀三助教授の留学中、精神病学講座を兼担し巢鴨病院医長を嘱託されていた。片山は週三日は巢鴨病院にきて、院務にあたっていた。だが、親玉が三日不在というところは、医員に気のゆるみを生じさせ、また拘束具使用もふやすにいたった。

(四) 永松は巢鴨病院の松沢村移転をまえに、一九一九年九月二十九日に退職し、そのち結婚して松尾姓になった。森田正馬またけは一九一九年四月一二日の日記に「この日、巢鴨病院の永松看護婦長の久しく神経衰弱に悩めるを、私の家に静養せしめて軽快す。これまで私は神経質患者を近隣に寄宿せしめて治療せるが、このことありてより自宅で神経質者を治療する便を知り、次第に入院をゆるし、この年十八人の入院患者ありたり」とかいている（野村章恒『森田正馬評伝』、白揚社・東京、一九七四年）。

永松が森田療法確立のきつかけをなしたわけで、永松は二重に注目すべき人であった。

(五) わたしが一九五八年に松沢病院にうつったころも、「医者是将校、看護者が下士官、患者は二等兵」ということばがのこっていた。戦前一般の看護人は医師に直接ものをいうことはゆるされず、組長をとおして話をした。「こんなに先生といろいろお話しするなんて、昔なら夢みたいですよ」と初老の看護婦はしみじみとこたった。

(六) 内祐祐之「神俣先生と東京帝国大学医学部精神病学教室の創設」『精神神経學雜誌』第四四卷（第一号）、六三〜七九ページ、一九四〇年。

(七) このとき清水看護長は治療介補、一般看護および包帯学を担任した、とあるが、清水は北清事変に従軍して一九〇〇年後半および一九〇一年春に病院船博愛丸にのっている。そして一九〇一年には四月一六日をもって看護長を辞職したと記録されている。この看護講習はもうすこしはやくおこなわれた可能性もある。

(八) 齋藤は「専門看護事業振興に関する私案」では、「精神学専門の看護員養成所としては松沢病院外二三の公立病院付属のもの（通例三年課程）を数へるに過ぎず」とかく一方で、「我邦に於ける精神病事業の回顧」では、巢鴨病院以来の看護講習を紹介して「他には之に準ずべき講習課程はまだない」とかいている。あとの記述のほうがただしいうようである。

(九) 岡田靖雄編『呉秀三著作集』（第二卷精神病學篇）七三〜九八ページ、思文閣出版、京都、一九八二年。

(一〇) いくつかの記録に、見習看護人給よりもひくい看護人給が二、三名みられる。減給になっているのだろうか。

(二) 浦野シマ『日本精神科看護史』一三九ページ、牧野出版、東京、一九八二年。もとは『和光』第三号に「責任観念と生活の最低レベル」の題でのせられたものである。

(三) 一九一九年巢鴨——松沢病院における入院患者死亡率は二三・九%（公費患者では二八・一%、翌年の公費患者では三〇・七%）にのぼった。わたしは一九四五年における死亡率四〇・四%よりも、こちらを重大視している。この主原因は、物価暴騰のなかで、賄い費予算の増額が府庁によりなかなかなかみとめられないからであった。「私としてはどうする事も出来ぬのを遺憾とします」という思いを、呉院長は何度くりかえしただろうか。

(三) 金子嗣郎『松沢病院外史』一四二〜一七一ページ、日本評論社、東京、一九八二年。

（精神科医療史研究会・東京）

A contribution to the history of psychiatric nursing in prewar Japan

by Yasuo OKADA

Concrete materials on labor conditions of psychiatric nurses and attendants in prewar Japan are very scarce. The author utilized mainly materials of Tokyo Prefectural Mental Asylum (1879)—Tokyo Prefectural Sugamo Hospital (1889)—Tokyo Metropolitan Matsuzawa Hospital (1919).

At the inauguration of the asylum, non-professional persons took care of patients. It was since 1899 that few trained nurses (male and female) obtained their position. In 1903 a training course of psychiatric nursing was opened in the hospital. But trained nurses were few in prewar Japanese psychiatric hospitals.

Working hours of psychiatric nurses and attendants were very long. They had only 282 free hours a month. Their wages were much lower than average workers. Almost nurses and attendants resigned in a year. In several psychiatric hospitals, nurses and attendants struck for higher wages and holidays.